



自然を守り共に生きる

長野県(環境部)プレスリリース 令和8年(2026年)1月30日

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 長野県下伊那郡喬木村289番地3
氏 名 黒澤 雄太

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和8年1月30日

4 処分の理由

被処分者は、令和7年10月29日に長野地方裁判所飯田支部において懲役刑に処する判決を言い渡され、令和7年11月13日に刑が確定した。

このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第4号該当）。

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、吉川
電話 026-235-7164（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2829
FAX 026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp